

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

会計名： 公営企業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和37年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	湖北水道企業団	職員数* (H19. 4. 1現在)	29
構成団体名	石岡市、小美玉市		

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

18年度

資本費	103 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,370
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0.2
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.65 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	13.6 (H18)
		経常収支比率* (%)	89.92 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	湖北水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	湖北水道企業団 企業長 横田凱夫
既存計画との関係	
公表の方法等	広報誌による
基本方針	安心安全による水道水の供給と水道事業の経営健全化

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			40	40
	補償金免除額			5	5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			83	83

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	末端給水事業			3,169	3,169
	末端給水事業			36,348	36,348
合 計 (A)				39,517	39,517
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				39,517	39,517

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	末端給水事業			20,239	20,239
	末端給水事業			62,662	62,662
合 計 (A)				82,901	82,901
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				82,901	82,901

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成17年度に(財)日本水道協会に経営診断を依頼し、その結果経営指標については全国平均に近い数値になっておりほぼ安定した財政状態であるが、過去10年間で有収水量の減に伴い給水収益が減少する一方、今後石綿セメント管更新事業や施設の老朽化による更新事業費用が増加するため、費用の増加が見込まれる。
経営課題	課題 ① 経済性について 有収水量が年々減少するに伴い、大幅な利益を得ることが難しくなっており、経営指標が悪化している。
	課題 ② 経営合理化について 平成20年度から徴収業務を全面的に民間に委託をし、かつ民間委託移行に伴い、下水道料金も同時徴収することにより、営業収益を得ることとなり、さらなる営業努力をしていく方針である。
	課題 ③ 施設利用率について 施設利用率は他事業体よりも施設能力に余裕があるために、有収水量の減少と伴ない、施設利用率が悪化している。
	課題 ④
	課題 ⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)				
資金不足比率	(%) (再掲)						0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
料金回収率※	(%)	103.8	99.8	100.8	98.8	102.8	102.1	102.8	95.3	102.8	93.5	102.8	94.9	102.8	
総収支比率(法適用)	(%)	105.5	103.8	104.4	98.1	101.6	104.3	105.2	100.4	100.4	99.2	101.6	100.1	103.5	
経常収支比率(法適用)	(%)	107.0	104.0	104.7	102.5	106.2	104.6	105.5	100.8	106.2	99.4	106.2	100.3	106.2	
営業収支比率(法適用)	(%)	123.3	118.3	118.2	114.6	115.7	112.5	120.4	107.1	113.1	104.3	113.3	105.8	114.7	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)														
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.5	0.4	0.5	0.5	0.8	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.8	0.5	
	うち基準内繰入金	(%)	0.5	0.4	0.5	0.5	0.8	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.8	0.5	
	うち基準外繰入金	(%)					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てんのなもの	(%)					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分	(%)	18.2	6.5	13.0	3.0	13.1	7.2	7.5	8.1	7.1	22.2	7.3	32.3	7.7
	うち基準内繰入金	(%)	18.2	6.5	13.0	3.0	13.1	7.2	7.5	8.1	7.1	22.2	7.3	32.3	7.7
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのなもの	(%)						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100  
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	有収水量の伸び悩みに伴い、給水収益の増は望め <sup>ず</sup> ないが、費用を削減することにより今後5年間は料金を据え置く。 等により経営効率化を進めている。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置負担金の他、平成28年度まで石綿セメント管更新事業に国庫補助金、石岡市・小美玉市より出資金を受ける予定 ている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。